

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

堺市長

年度堺市路面電車施設高度化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度堺市路面電車施設高度化事業費補助金については、堺市補助金交付規則（平成 12 年堺市規則第 97 号）及び堺市路面電車施設高度化事業費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付け 第 号の堺市路面電車施設高度化事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の確定額は、交付決定した補助金の額（変更した場合は、変更後の額）と補助対象経費実支出額に補助率を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。

4 補助金の交付の条件

- (1) 補助金はその目的以外に使用してはならない。
- (2) 堺市補助金交付規則（平成 12 年堺市規則第 97 号）及び堺市路面電車施設高度化事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ① 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。（2 以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の 10 パーセント以内で補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合を除く。）
 - ② 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - ③ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難なときは、速やかに堺市路面電車施設高度化事業遂行状況報告書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。
- (5) 補助金の交付の対象となった高度化設備の整備に関する書類は、整備完了後 5 年間保存しておかななければならない。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した高度化設備については、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を経過した設備については、この限りでない。